

大分県警察による別府地区労働福祉社会館への隠しカメラ設置について真相究明等を求める意見書

8月3日、新聞報道により大分県警別府警察署が別府地区労働福祉社会館の施設の敷地に無許可で隠しカメラ2台を設置したことが明らかになった。カメラは敷地西側の草むらで、1台は樹木の幹、もう1台は別の樹木の根元に、それぞれ結束バンドで固定して設置されており、玄関や駐車場周辺において個人の顔が識別できるレベルで映していたということである。大分県警別府警察署がカメラを設置したのは、参議院選挙公示直前の6月18日深夜で、カメラの設置が明らかになるまでの数日の間、別府地区労働福祉社会館に出入りする人物の姿が撮影されていたとのことである。

別府地区労働福祉社会館は、労働団体である別府地区平和運動センターや連合大分東部地域協議会が利用しており、それぞれの団体の常時活動のほか、労働相談やライフサポートセンターの相談等も受けている、一般人も出入りする施設である。設置されたカメラには別府地区労働福祉社会館に出入りする人たちの映像が残っており、今回の行為は、入居団体及び関係組織のみならず、多くの市民に不安を感じさせるものである。これらの活動を監視することは絶対に許されない。連合大分が大分県警察本部及び大分県警別府警察署に対して「プライバシーの侵害等の観点からも極めて重たい問題である」と抗議したのは当然である。

言うまでもなく、労働組合は憲法第28条によって保障された団結権に基づいて結成されており、その目的は、労働組合法第2条にあるとおり、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることである。そのために労働団体は、政策・制度要求やそれを実現するための政治活動に、法令遵守を大前提に取り組んでいる。今回の事件は、憲法に保障された選挙活動に対する妨害、労働団体に対する干渉だけでなく、肖像権・プライバシーの侵害として決して看過することのできない事件である。

大分県警察は8月26日に記者会見を行い「無断で立ち入り、カメラを設置する行為は、建造物侵入罪に該当する違法行為の上、カメラを設置し、他人の敷地内を撮影するだけの必要性及び相当性は認められないことから不適正な捜査」として4人を書類送検したと発表している。しかし、選挙違反の捜査を目的としているが、真相が明らかになったとは思えない。

よって、大分県公安委員会においては、今回の事件の徹底した真相究明を行うとともに再発防止に努めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

大分市議会